

三重県公安委員会告示第 16 号

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 42 条第 2 項第 1 号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施しますので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和 58 年国家公安委員会規則第 2 号。以下「講習規則」といいます。）第 13 条において準用する同規則第 2 条の規定により告示します。

令和 5 年 5 月 8 日

三重県公安委員会委員長 長 江 正

1 実施期日及び実施場所

(1) 実施期日

実施期日	講習時間	受講定員
令和 5 年 6 月 26 日（月）から同月 30 日（金）までの 同月 27 日（火）を除く 4 日間	午前 9 時から午後 5 時まで	計 15 人

(2) 実施場所

三重県津市島崎町 143 番地 6
津市勤労者福祉センター（サン・ワーク津）

2 受講申込手続等

(1) 提出書類

講習規則別記様式第 1 号の機械警備業務管理者講習受講申込書 1 通（写真（申込書提出の日 6 か月以内に撮影した無帽、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルのもの）を貼付したもの）

(2) 受講申込書の配布場所

三重県内の警察署生活安全課（大台警察署、熊野警察署及び紀宝警察署については、生活安全刑事課。以下同じ。）

(3) 受講申込書の受付期間

令和 5 年 5 月 23 日（火）から同月 26 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
受付は、定員になり次第締め切ります。

(4) 受講申込書の受付場所

三重県内の警察署生活安全課（郵送及び電話による受付は行っておりません。）

3 講習初日の受付時間

午前 8 時 45 分から午前 9 時までとします。

4 講習手数料

受講申込書の提出時に、39,000 円を三重県収入証紙により納入してください。
なお、既納の講習手数料は、還付しません。

5 講習業務の委託

講習は、三重県島崎町 275 番地所在の一般社団法人三重県警備業協会に委託して実施します。

6 その他

(1) 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付します。

(2) 受講時に、筆記用具を持参してください。

(3) 不明な点があれば、三重県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 059-222-0110 内線 3023）又は三重県内の警察署生活安全課へ問い合わせてください。

別記様式第1号（第4条、第13条関係）

※ 資料区分		※ 受理警察署								() 署)
※ 受理番号		※ 受理年月日				年		月		日
※ 資格	1. 警備員指導教育責任者 2. 機械警備業務管理者									
※ 修了証明書交付年月日					年			月		日
※ 修了証明書交付公安委員会		※ 修了証明書の番号								

警備員指導教育責任者講習 受講申込書
 機械警備業務管理者講習

年 月 日

公安委員会 殿

申込人の氏名

申 込 人	(フリガナ) 氏 名										
	住 所										
	生 年 月 日	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日		
	本籍又は国籍	1	2	3	4	5					※
受 講 希 望 期 間	年 月 日から 月 日まで										
実 施	※受講期間										
	※受講場所										
	※考査の結果	合 ・ 否									
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 6か月以内に撮影した 無帽、無背景の顔写真を貼ること。 </div> <p style="text-align: right;">撮影 年 月 日</p>											

(警備員指導教育責任者講習の受講を申請する場合)

受講を希望する講習に係る警備業務の区分	1号	2号	3号	4号
既に取得している資格者証に係る警備業務の区分	1号	2号	3号	4号

記載要領

- ※印欄には、記載しないこと。
- 不要の文字は、横線で消すこと。ただし、数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 「受講を希望する講習に係る警備業務の区分」欄及び「既に取得している資格者証に係る警備業務の区分」欄中の「1号」とは法第2条第1項第1号の警備業務の区分を、「2号」とは同項第2号の警備業務の区分を、「3号」とは同項第3号の警備業務の区分を、「4号」とは同項第4号の警備業務の区分をいう。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。